

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公表番号】特表2013-522237(P2013-522237A)

【公表日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-030

【出願番号】特願2012-557285(P2012-557285)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/337	(2006.01)
C 0 7 K	14/47	(2006.01)
C 0 7 K	16/22	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	39/395	T
A 6 1 K	45/06	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/337	
A 6 1 K	39/395	N
C 0 7 K	14/47	Z N A
C 0 7 K	16/22	

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トリプルネガティブ乳癌の治療の方法において使用するためのErbB3阻害剤であつて、抗ErbB3抗体である、ErbB3阻害剤。

【請求項2】

前記抗ErbB3抗体が、

アミノ末端からカルボキシ末端の順で、

配列番号3に示されるV_H CDR1の配列、

配列番号4に示されるV_H CDR2の配列、および

配列番号5に示されるV_H CDR3の配列、ならびに

アミノ末端からカルボキシ末端の順で、

配列番号6に示されるV_L CDR1の配列、

配列番号7に示されるV_L CDR2の配列、および

配列番号8に示されるV_L CDR3の配列

を含む、請求項1に記載の使用のための請求項1に記載の阻害剤。

【請求項3】

前記抗ErbB3抗体が以下：

- (a)配列番号1に示されるV_H配列と配列番号2に示されるV_L配列とを含む抗体；
- (b)配列番号9に示されるV_H配列と配列番号10に示されるV_L配列とを含む抗体；
- (c)配列番号17に示されるV_H配列と配列番号18に示されるV_L配列とを含む抗体；および
- (d)配列番号25に示されるV_H配列と配列番号26に示されるV_L配列とを含む抗体より選択される、請求項1に記載の使用のための請求項1に記載の阻害剤。

【請求項4】

前記トリプルネガティブ乳癌腫瘍が以下：

- (i)基底様発現型；または
- (ii)基底様以外の発現型

を有すると病理組織学的に特徴付けられる、請求項1～3のいずれか一項に記載の使用のための請求項1～3のいずれか一項に記載の阻害剤。

【請求項5】

前記方法が、少なくとも1つの追加の抗癌剤を投与する工程をさらに含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の使用のための請求項1～4のいずれか一項に記載の阻害剤。

【請求項6】

前記追加の抗癌剤が、ErbB3阻害剤ではない、請求項5に記載の使用のための請求項5に記載の阻害剤。

【請求項7】

前記少なくとも1つの追加の抗癌剤が、白金系化学療法薬、タキサン、チロシンキナーゼ阻害剤、抗EGFR抗体、抗ErbB2抗体、それらの組み合わせ、EGFR阻害剤、およびVEGF阻害剤から選択される、請求項5または6に記載の使用のための請求項5または6に記載の阻害剤。

【請求項8】

前記少なくとも1つの追加の抗癌剤が、パクリタキセルである、請求項7に記載の使用のための請求項7に記載の阻害剤。

【請求項9】

前記少なくとも1つの追加の抗癌剤が、抗EGFR抗体である、請求項7に記載の使用のための請求項7に記載の阻害剤。

【請求項10】

前記抗EGFR抗体が、セツキシマブ、マツズマブ、パニツムマブ、ニモツズマブ、およびmAb806から選択される、請求項9に記載の使用のための請求項9に記載の阻害剤。

【請求項11】

前記EGFR阻害剤が、ゲフィチニブ、ラパチニブ、カネルチニブ、ペリチニブ、エルチニブHCL、PKI-166、PD158780、およびAG1478から選択されるEGFRシグナル伝達の小分子阻害剤である、請求項7に記載の使用のための請求項7に記載の阻害剤。

【請求項12】

前記VEGF阻害剤が、ベバシズマブを含む、請求項7に記載の使用のための請求項7に記載の阻害剤。

【請求項13】

前記トリプルネガティブ乳癌腫瘍は、

腫瘍細胞が、エストロゲン受容体(ER)およびプロゲステロン受容体に関してマイナスの得点を取り、多クローニ性抗HER2一次抗体を使用する半定量的免疫組織化学的アッセイを使用して、0、1+、または2+の試験結果を得る腫瘍である、請求項1～3のいずれか一項に記載の使用のための請求項1～3のいずれか一項に記載の阻害剤。

【請求項 1 4】

前記腫瘍細胞が、HER2遺伝子増幅に関してFISHネガティブである、請求項13に記載の使用のための請求項13に記載の阻害剤。

【請求項 1 5】

トリプルネガティブ乳癌の治療のための薬剤を製造するためのerbB3阻害剤の使用であって、該阻害剤がerbB3抗体である、erbB3阻害剤の使用。